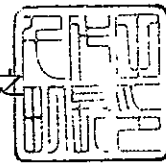


千代田町告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成21年2月1日から本町内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

平成20年12月12日

千代田町長 大谷直之



変 更 調 書

大字	字	地番
萱 野	若 宮	813-9、-10
	子ノ宮	938-1から938-3まで、 940、941-1、-2、942-1、-2、943、944、 947、950-1、950-3、950-5、950-6、 962、962-3、-4、965、966、967、972-2、 974-1、978-1、985-1
	柳	12、12-2から12-4まで、 13-1から13-4まで、14-2、15-2、16-3、-4、 17、17-2、18、23、25、26、26-2、-3、 27-1、-3、28-1、29-2から29-4まで、 31、32、36-2、38-1、39-2
	雷	49-3、50-2、50-6、50-7、51-8
上五箇	北田頭	449-1、449-3の一部、450-2から450-4まで、 453-1、453-4、454-2、455-1、456-1、-4、 456-4の一部、457-2、458-2、462-1、-3、 464-1、465-3、465-5
上中森	神 田	285-3、287-3

上記区域(同区域内に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の全部を含む。)を大字上中森字谷端に変更する。